

「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」のパブリックコメント（意見募集）結果

意見提出者 3名

意見数 7件

NO	項目・ページ	ご意見・ご提案の内容	町の考え方
1	P11 (3) 精神障がいのある方の人数の推移	精神障がいのある方がこんなにいる事を初めて知りました。 どういった生活をしているのか、気になります。	ご自宅で過ごされている方の他、グループホームを利用されている方もいらっしゃいます。また、日中活動として、就労継続支援事業所等の利用をされている方もいらっしゃいます。
2	P17 (3) 障がい者雇用	障害者が安心して生活できるよう基本的な人権を尊重するためにも障害者における就労は社会参加のための重要な柱であると思います。障害者雇用率制度に関して障害者を雇用できずに障害者雇用納付金を払っている企業も少なくないと聞きます。求職登録されている方が一人でも多く就労できるように機会を多くしていただきたいです。	就労支援については、障がいのある方が一般企業への就労を目指す取組として、令和5年度から開始した就労連携事業を実施します。この事業により、町内企業、ハローワーク、就労支援事業所、特別支援学校、役場等の連携を図り、障がいのある方の雇用促進に努めます。
3	P25 5. アンケート調査 (1) 住民調査	有効回収率が51.8%では、真の状況が掴めないのではと思う。もっと有効回収率を上げるための体制（例えば、民生委員を活かすなど）を強化して実施してはいかがでしょうか。そうすることで、回答できない（しにくい）理由も調べて当事者みんなが参加でき、意見などが反映される福祉計画であってほしいと願っています。	住民調査については、個人情報保護の観点及び、配布数が多数になるため、現在は対象者への郵送での調査といたしております。今後、回答者がお答えしやすいような調査票の作成に努め、回収率向上を目指します。また、身体等の不自由な方々が回答できるようデジタルツールを使用する等を検討していきます。

NO	項目・ページ	ご意見・ご提案の内容	町の考え方
4	P36 成果目標 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設に入所している方が地域で暮らす目標が書いてありますが、具体的にどういった事をするのですか？ 施設に入っている方には、色んな理由があると思うのですが、施設を出たあとに、そういった方が暮らす場所があるのですか？	具体的にグループホーム入居があげられると思いますが、新たに令和6年度町内に重度の方の受け入れ可能なグループホームが開所予定です。さらに、新たなグループホームが設置できるよう、医療機関と連携し、県にはたらきかけを行っているところです。また、グループホーム等での対応が困難な方の施設入所支援の利用といった真に必要なと判断される方の数を勘案して、利用者数の見込みを算出しています。
5	P43 成果目標 (5) 相談支援体制の充実・強化等	成果目標の欄に「基幹相談支援事業所を核とした総合的・専門的な相談の実施に取り組み、地域の相談支援体制を強化する体制を確保しており、今期も引き続き体制の強化に取り組みます。」という具体的な目標値として「令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置」とありますが、これは具体的な目標設定がされていて良いと思います。 『改正障害者差別解消法』に基づく基本方針においても「相談対応にあたってはまずは相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たし市区町村への助言や広域的専門的な事案についての支援連携を行うとともに必要に応じて一時的な相談窓口の役割を担う。」とあります市区町村、都道府県、国が連携して一体となって取り組むため、東員町においても障害を理由とする差別解消を推進するために、相談をしっかりと受け止める態勢の整備が大変重要であると認識しています。基幹相談支援センター設置に期待します。	相談支援は障がいのある方にとって、重要な支援であると認識しております。既に設置している3カ所の基幹相談支援センターについて、今後も機能強化を図り、障がいのある方の様々な相談にお答えできる体制の整備に努めます。

NO	項目・ページ	ご意見・ご提案の内容	町の考え方
6	P58 (2) 地域生活支援事業 サービス利用実績	意思疎通支援事業は、いなべ市と共同して実施していますが、聞こえの不自由者はさらに増えていくと予測できます。聞こえ難さにより社会参加を諦めて生きづらさを感じている人を多く見ます。東員町単独で福祉事業として体制を確立して、ぜひ身近に相談できて安心感につながる場所を創っていただくようお願いします。	意思疎通支援事業につきましては、利用者数も増加しており、社会参加していただく重要なツールであると認識しております。さらに利用していただけるよう、いなべ市と広域での連携を進めてまいります。また、身近に相談できる場所として、基幹相談の充実を図ってまいりたいと考えております。
7	P64 (2) 地域生活支援事業 サービス見込量	耳の不自由に関する事業で、手話奉仕員養成講座事業は織り込まれているが、手話のできない耳の不自由者が利用する要約筆記者の養成講座も事業として織り込んで欲しい。今後は中途失聴者は、さらに増えていくと予測できます。是非お願いします。	要約筆記者の養成講座は、現在の利用状況等から必要に応じ検討していきます。ご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。